


ICTを活用した個に応じた指導法の研究  
～合理的配慮の提供の推進を目指して～



通級指導教室における  
読み書きに困難のある児童生徒へのICT活用  
研究報告

平成28年度京都府総合教育センター特別支援教育部  
研究プロジェクト

# 目次

1	はじめに	・・・	1
	・目的		
	・合理的配慮の提供について		
	・通級による指導について		
	・ICTの活用について		
2	通級指導教室の実践	・・・	4
	・実践の概要について		
	・アセスメントについて		
	・実践事例 ①～④		
3	アンケート調査について	・・・	11
	・アンケート調査の実施について		
	・アンケート調査の結果について		
	・考察		
4	まとめ	・・・	16
	・成果		
	・今後に向けた課題		
	・助言～近藤准教授から～		
	・引用・参考文献	・・・	19
	・平成28年度京都府総合教育センター特別支援教育部 研究プロジェクトチーム名簿		

# 1 はじめに

## 目的

平成 28 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障害者への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められることとなりました。学校においても合理的配慮の提供を進めていく必要があります。

これを踏まえ、京都府総合教育センターでは、合理的配慮提供の推進に向け、読み書きに困難のある児童生徒を対象に、通級指導教室における ICT 活用の実践研究に取り組むこととしました。

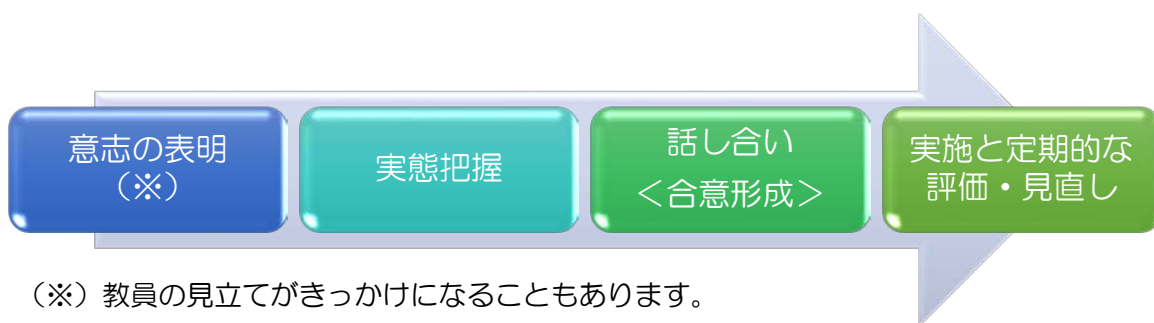
本研究は、読み書きに困難のある児童生徒の、もてる力の発揮や生き生きとした学びを目指す ICT の活用を検討し、合理的配慮の提供における先行事例の発信と教員の資質向上を目的としました。

## 合理的配慮の提供について

合理的配慮は、先の障害者差別解消法の基となる国際条約「障害者の権利に関する条約」において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なるものですので、多様かつ個別性の高いものと考えます。については、建設的対話による合意形成が基盤となります。

### <合理的配慮の提供における合意形成のプロセス>



## 通級による指導について

### 「通級による指導」とは？

「通級による指導」は、障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに、かつ弾力的に提供する指導の形態です。

「通級による指導」の対象となるのは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒です。小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、これらの障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導が必要とされる児童生徒が対象となります。

なお、平成30年度からは高等学校においても「通級による指導」が制度化されることとなりました。

### 通級による指導における「特別の教育課程」の内容

「特別の教育課程」において行う特別の指導は次のような2つの指導です。

- ①障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導  
→特別支援学校における自立活動に相当する内容を有する指導  
＜参考：特別支援学校小学部・中学部学習指導要領＞
- ②障害に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導  
→自立活動に相当する内容の指導を基本とし、特に必要がある場合に実施



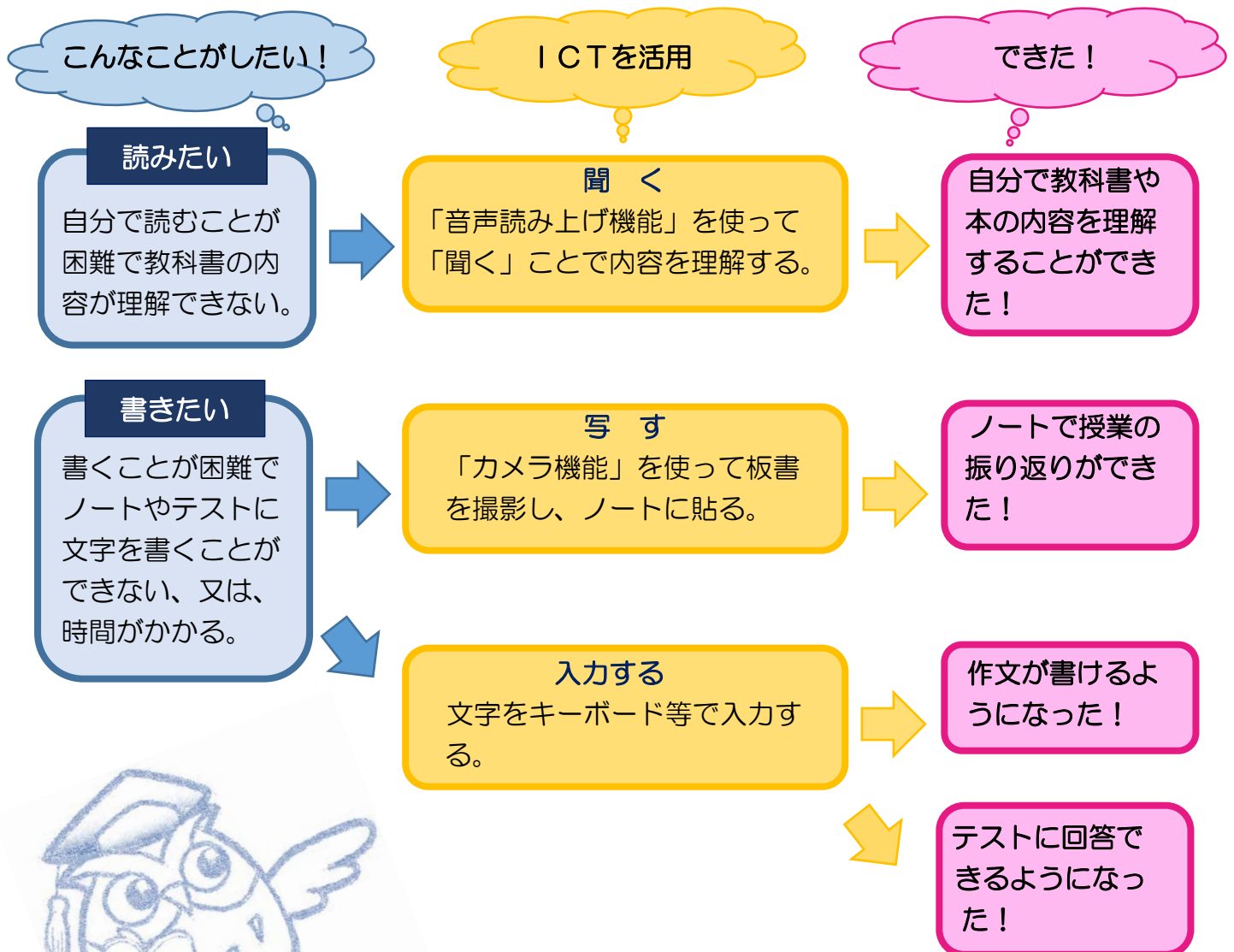
## ICTの活用について

現行の学習指導要領では、教育課程実施上の配慮事項の一つとして「情報教育の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用」を挙げ、「校内のICT環境の整備に努め、児童生徒も教師もいつでも使えるようにしておくことが重要である」とされています。

次期学習指導要領案においても、ICTを活用した指導方法について具体的に示されています。

ICTは、障害の特性や発達の段階等に応じて活用することで、個に応じた指導や支援を充実させることができます。

例えば・・・



## 2 通級指導教室の実践

### 実践の概要について

- ◆実践実施期間は平成 28 年 11 月～平成 29 年 3 月で、研究協力員（通級指導教室担当教員）が指導する各通級指導教室において、読み書きに困難があると思われる児童生徒（6 校 13 名）を対象に実践を行いました。
- ◆東京大学先端科学技術研究センター近藤准教授に指導助言を依頼しました。
- ◆対象となる児童生徒について、東京大学先端科学技術研究センターの協力により、読み書きに関するアセスメントを行いました。
- ◆各通級指導教室には、東京大学先端科学技術研究センターから Windows タブレットの貸与を受けました。
- ◆貸与されるタブレット端末には、希望教科の教科書デジタルデータ、Word の読み上げソフト「和太鼓」及び東京大学先端科学技術研究センター作成の漢字指導教材（PowerPoint）がインストールされました。
- ◆年間 2 回の研究プロジェクト会議を実施し、1 回目の会議において実践研究の説明、2 回目の会議において各校における実践の交流を行い、近藤准教授から読み書きに関するアセスメント結果を踏まえた助言を得ました。
- ◆随時、東京大学先端科学技術研究センターに相談できる形で実施しました。

### アセスメントについて

学習障害における読み書きの困難さは、「読み書きの正確さと流暢さが困難」な状態であると考えられます。知的な障害とは異なるため、文章の意味、内容を理解できないわけではありません。

例えば・・・

- 「文字を見て認識することは難しいけれども、音声を聞いて意味を理解することができる」
- 「文字を拡大したり、文章に区切り（スラッシュ）を入れたりする調整で、文字からの意味の理解が助けられる」

必要なのは読みと書きに関するアセスメント

以上を踏まえ本研究では東京大学先端科学技術研究センターから提供された①URAWSS（ウラウス）「小学生の読み書きの理解」②標準読書力診断テストを用いた検査を各通級指導教室で実施し、この検査結果を活用し、自分で文章を読んだ場合（自読）と読み上げられた文章を聞いた場合（代読）の差を東京大学先端科学技術研究センターに評価していただきました。

## 実践事例①～④におけるアセスメントツールを用いた結果

後ページに掲載している実践事例①～④におけるアセスメント結果については、東京大学先端科学技術研究センターから以下のような報告を受けました。

- URAWSS の内容理解に関わるテストの得点から、4名とも自力で文章を読むことは、正しく内容を理解するための手段となりにくいことがわかる。
- 事例①～③の児童については、標準読書力診断テストから代読による正答数の方が多いことがわかる。
- 事例④の生徒については、自読の得点の方が高いものの、自読が正しく内容を理解する手段とはなりにくいことがわかるため、代読も含め文字の大きさやフォントの変更、コントラストの変更、スリットシートの使用等、より様々なこの生徒に合った支援方法を探る必要がある。
- 自読、代読それぞれの取組に対する意識調査をしたところ、事例②の児童については差がなく、事例①③④の児童生徒については代読について肯定的な回答であった。

(注：各通級指導教室には対象の児童生徒一人一人についての結果を、数値と文章で報告していただいています。)

### URAWSS・標準読書力診断テストって？

#### ①URAWSS (ウラウス)

【評価内容】読み・書きの速度を評価することができる。  
速度を学年平均と比較することができる。

##### 【課題実施内容】

「読み課題」・・・文章を一定時間黙読し、次のページに書かれている内容理解を問う問題に○×で解答する。その後1分間当たりの読み速度と内容理解の正答数を算出する。

「書き課題」・・・文章を3分間視写し1分間当たりの書き速度を算出する。

#### ②標準読書力診断テスト (絶版)

【評価内容】文章理解の正確性を評価することができる。  
理解度を学年平均と比較することができる。

##### 【課題実施内容】

短文を読み、その意味内容に合うかどうか絵に○×をつけたり、絵を線で結んだりする。普段どおり自分で解く条件と、検査者が横で読み上げた音声を聞いて解く条件とに分けて正答数と時間を比較する。

(注：本研究における上記アセスメントの実施方法については東京大学先端科学技術研究センターの指示による手順で実施しました。)

## 実践事例のページ

\* 次の実践事例①～④は、研究協力員から提出された対象児童生徒への実践報告書をもとに、京都府総合教育センターが、本報告用に編集したものです。



### 実践の一例



キーボードを使って文字を入力する。

教科書の文章を音声読み上げ機能を使って理解する。





## 実践事例①

# 自分で音読の宿題ができた！

### 対象の児童生徒

- 小学校4年生 男子
- 読字書字障害
  - ・ 読むことに対する苦手意識が強く、学校でも家庭でも教科書を読むことを避ける。
  - ・ 書字については当該学年の使用しているマス目より大きいマス目を使用することで、間違わずに手本の書き写しができる。

### 指導のねらい

音読の宿題に取り組むことができるようになる。

### 使用したもの

- ・ 読み上げソフト「和太鼓」
- ・ AccessReading 教科書デジタルデータ

### 具体的な実践内容

- ・ 読みの負担を軽減し内容理解につなげるため、タブレット端末による読み上げ機能を使い、教科書の視聴を行う。
- ・ 通級指導教室において、読みの速度や画面の文字の大きさ等を本児と一緒に試して決め、タブレット端末による教科書の音読を行う。
- ・ 放課後に、児童、保護者とタブレット端末の扱い方を確認する時間設定をし、家庭でも取り組めるようにする。

<結果> 読み上げ機能ソフト「和太鼓」を活用したことで、音読の宿題に自分で取り組めるようになった。

### その他の変容

- ・ 家庭で音読をする児童の姿に、保護者が喜ばれた。保護者の喜ぶ言葉がけを聞き、それに応えるように音読の宿題に継続して取り組んだ。
- ・ できたことが意欲につながり、通級指導教室で教科書やプリントを読む量が増えた。
- ・ 他教科のプリント等も自分で読んで取り組むようになった。
- ・ 本人の自己肯定感が高まり、学校で友だちの中に入る活動が増える等、集団参加につながった。

### 今後に向けて

- ・ タブレット端末で、自分が読みたい文章を撮影して読み上げる方法を活用していく。
- ・ 合理的配慮の提供に関わる校内委員会の迅速な対応の在り方について検討する。

### 実践のポイント

- ・ 校内委員会において、提供する合理的配慮について確認をして実践することで、校内での情報共有を図ることができる。
- ・ 「できない」と思っていることに対して、いろいろな学習方法を試して自分に合う方法を探ることが学習意欲につながる。自分の学びやすい方法を見つけたり、自分でその方法を選択したりすることで活用につなげることができる。

## 実践事例②

## 文章の内容が理解できた！

### 対象の児童生徒

- 小学校4年生 男子
- 読み書き障害の疑い
  - ・文章の読みがたどたどしく、読み誤りも多い。
  - ・文字を読む事に集中してしまうあまり、内容が理解できない。
  - ・授業中ボーッとすることが多い。
  - ・テストやプリントの文を自分で読むことが難しく、答えられない。宿題に取り組めない。
  - ・「熱湯」を「お湯」と読む等、漢字が正しく読めない。

### 指導のねらい

代読により、文章の内容を理解する。

### 使用したもの

- ・読み上げソフト「和太鼓」
- ・AccessReading 教科書デジタルデータ
- ・漢字教材 (PowerPoint)

### 具体的な実践内容

- ・国語の教科書をタブレット端末による代読で聞き、内容の理解につなげる。
- ・説明文や物語文の読み方を知り（段落に分ける、中心となる言葉や文を見つける等）、文章の概要を理解する。
- ・代読によるテストを実施する。
- ・東京大学先端科学技術研究センター作成の漢字教材 (PowerPoint) を用い、漢字の意味理解と読みを重視した学習に取り組む。

<結果> 音声読み上げ機能を使うと、内容の理解がスムーズになった。

### その他の変容

- ・タブレット端末に興味を示し、自ら操作をしようとする場面が増えた。
- ・音声読み上げ機能を使うと、内容の理解がスムーズになり概要の把握ができていることが確認できた。（指導者の内容に関する質問に的確に回答できる。）
- ・代読後、教科書を使って学習すると、笑顔も出る等楽しく学習できている様子が見られた。
- ・漢字が正しく読めるという自信、読めることで文に注目しようとする姿勢が見られるようになり、学習意欲への影響が見られた。

### 今後に向けて

- ・学年が進むと更に抽象的な学習内容が増えてくるので、国語だけでなく、他教科にも音声読み上げによる学習を進めることを検討する。
- ・ICTを使った学習方法を試す中で、自分に合った学習方法があることが実感できる指導を進める。

### 実践のポイント

- ・流暢に文章が読めない児童生徒は、文字を拾って読むことだけに集中してしまい、文章の内容理解につながらないことがある。代読や音声読み上げ機能を使うことで「聞く」力を使い、内容の理解につなげることができる。
- ・テストにおいても、設問を代読することで問われていることがわかり、真の力を評価することができる。

## 実践事例③

## 代替機能を使って読み書きができた！

### 対象の児童生徒

- 小学校4年生 男子
- 読み書き障害の疑い
  - ・ 文章の読み取りが苦手である。
  - ・ 簡単な文（振り返りや感想）が書けない。
  - ・ 書字が苦手で、自分の書いた文章が読み返せない。
  - ・ 簡単な質問にも「わからん」「ふつう」という答えで返し、会話が続かない。
  - ・ 学習意欲が低い。
  - ・ 宿題になかなか取り組めず、注意されることで母とぶつかってしまう。

### 指導のねらい

- 文章の内容を理解する。
- 簡単な文章が書ける。

### 使用したもの

- ・ 読み上げ機能ソフト「和太鼓」
- ・ AccessReading 教科書デジタルデータ
- ・ キーボード
- ・ デジタルカメラ

### 具体的な実践内容

- ・ 文章の読み取りには、タブレット端末や指導者による代読を行う。
- ・ 作文はタブレット端末で入力し、印刷する。
- ・ 板書は撮影し（本人や担任）、それをノートに貼付し学習を進める。
- ・ 家庭学習においてもタブレット端末による代読の機会を設定する。

＜結果＞代替機能を使うことで、文章の内容が理解でき、書くことへの意欲が向上した。

### その他の変容

- ・ タブレット端末による代読によって、文章の内容が理解でき、学習への意欲が見られるようになった。
- ・ タブレット端末による代読での評価テストで得点上がり、自分でICT機器を活用した学習の効果を実感することができた。
- ・ 書くことに抵抗がなくなり、振り返りや感想が書けるようになった。また丁寧に書けるようになった。
- ・ 通級指導時に設定している「お話タイム」での会話の時間が長く続くようになった。
- ・ 会話のやりとりが増えたことで、自分の気持ちを伝えられるようになってきた。
- ・ 家庭学習に自分から取り組めるようになった。

### 今後に向けて

- ・ 家庭学習においてICT機器も活用しながら自主学習ができるよう、本児に合った学習方法を見つけ、定着を図る。
- ・ 本児の本来の力が評価できるテストの形式、方法を探り、実施につなげる。
- ・ 中学校やそれ以降を見据え、有効な支援方法を支援計画に盛り込み、引き継ぐ。

### 実践のポイント

- ・ 通常の学級において、カメラ機能での板書撮影が認められることで、ノートを家庭学習に生かすことができる。
- ・ ICTの活用をきっかけとし、学習方法を自分で選択できることがわかることで学習への意欲が向上する。

## 実践事例④

## 英語学習への意欲が上がった！

### 対象の児童生徒

- 中学校2年生 男子
- LD、ADHD
  - ・学習への集中が困難である。
  - ・英単語の読み・書きが難しい。
  - ・真面目な性格から授業中の板書をノートに写すという学習スタイルは身につけているが内容理解に及ばず、努力が成果につながらない。
  - ・アルファベットを書くことが苦手で、自主的に英語の課題に取り組むことがない。

### 指導のねらい

英語の基礎・基本学習が意欲的にできる。

### 使用したもの

- ・読み上げ機能ソフト「和太鼓」
- ・AccessReading 教科書デジタルデータ
- ・キーボード

### 具体的な実践内容

- ・タブレット端末を使い、国語の授業で学習している単元の文をローマ字で入力する。10分間で入力できた文字数を記録する。
- ・読み上げ機能のスピード調整をしながら、タブレット端末の教科書デジタルデータを、読んだり聞いたりして学習する。

<結果>学習意欲が高まり、苦手な英語の学習に自分で取り組めるようになった。

### その他の変容

- ・ローマ字入力できた文字数を記録することで、自分がスムーズにローマ字を想起し入力できていることを実感し、さらに速くタイピングできるようになった。(40文字→60文字)
- ・読み上げる機械音声が単調だったり、読み間違いに気付いたりすることがおもしろく、学習に楽しく取り組むことができた。
- ・通常の学習ツールである筆記具以外のツールを用いることで、学習そのものに対する意欲が高まった。

### 今後に向けて

- ・本人が自学自習できるタブレット端末の使い方を本人と共に検討する。
- ・通常の学級での授業における使用についての検討をする。
- ・タブレット端末のさらなる有効活用につなげられるよう、指導者の端末操作の研修を重ねる。
- ・将来も見据え、本人が自分のツールとして活用できるタブレット端末の活用方法を探る。

### 実践のポイント

- ・自分の、学習に対する「苦手だ」「できない」というマイナスイメージがあっても、タブレット端末に触れること自体が楽しみとなり、本人の学習への意欲につながる。
- ・ノート、鉛筆、参考書以外の学習ツールを用いることで、家庭での自学自習の方法を広げることができる。
- ・タブレット端末を用いて学習することで、英語学習への取りかかりが容易になる。

### 3 アンケート調査について

京都府内各小・中学校（京都市を除く。）の読み書きに困難がある児童生徒の指導の実態やICT活用等についてのアンケート調査を行いました。

#### アンケート調査の実施について

##### (1) アンケート調査の目的

府内各小・中学校（京都市を除く。）における読み書きに困難がある児童生徒への指導の実態を把握することにより、今年度の研究の内容及び方向性を明らかにすることを目的とする。

##### (2) アンケート調査の対象及び方法

###### ア 調査対象者

府内（京都市を除く。）小・中学校の特別支援教育コーディネーター及び通級指導教室担当教員

###### イ 調査方法

- ・質問紙法によるアンケート調査
- ・各小・中学校校長あてに、文書にてアンケート調査の趣旨説明を行い、特別支援教育コーディネーター及び通級指導教室担当教員に回答を依頼
- ・回収は各校から各市町（組合）教育委員会へ、各市町（組合）教育委員会から各教育局を通じ、京都府総合教育センターへ提出

###### ウ 実施時期

平成28年5月

###### エ 回収率

98%（302校/307校中）※302校の内訳：小学校208校、中学校94校

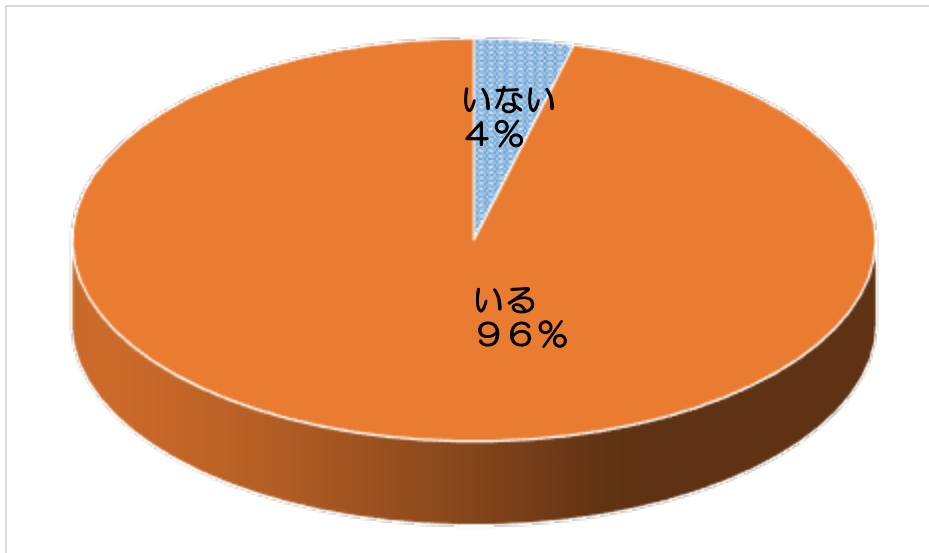
##### (3) アンケートの内容

対象	主な内容
特別支援教育コーディネーター	・校内に読み書きに困難があると思われる児童生徒の有無と人数 ・校内で気付かれる「読み書き困難」の状況の概要（選択） ・読み書きに困難がある児童生徒に対する対応（選択）
通級指導教室担当教員	・読み書きに困難がある児童生徒への指導（自由記述） ・ICT機器を活用した指導について

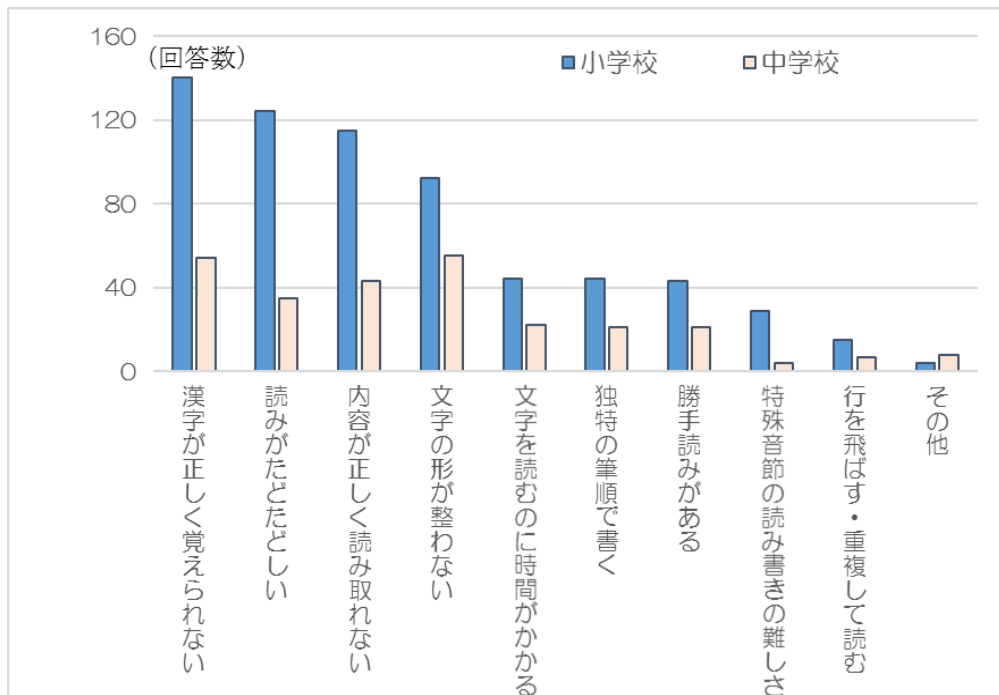
## アンケート調査の結果について

【特別支援教育コーディネーター対象】

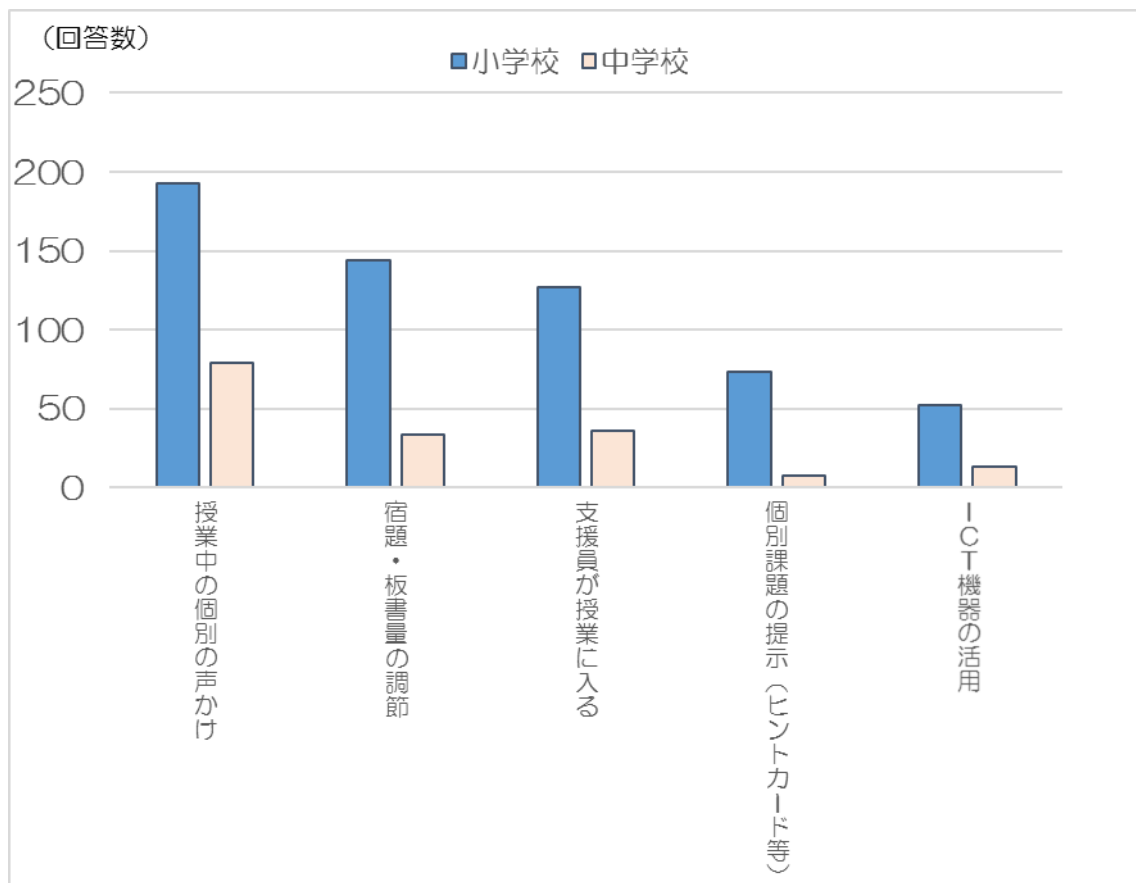
ア 校内に読み書きに困難（課題）がある児童生徒がいますか？



イ 「読み書き困難」の状況は？（選択肢の中から3つ選択）



### ウ 教室での対応は？（複数回答可）



「読み書きに困難がある児童生徒」は小・中学校のほとんどの学校に在籍しており、その人数は、全体のおよそ4.1%という結果であった。

「読み書き困難」の状況としては、小学校では「漢字が正しく覚えられない」「読みがたどたどしい」「内容が正しく読み取れない」といった課題が多く見られた。中学校ではそれに加えて「文字の形が整わない」といった課題が比率として多かった。

また、その児童生徒への対応としては、小・中学校とも授業中の個別の声かけが最も多かった。



【通級指導教室担当教員対象】

※通級指導教室設置校からの回答数 77 校（小学校 56 校、中学校 21 校）

ア 読み書きに困難がある児童生徒への指導（自由記述から抜粋）

○苦手な部分への指導

- ・特殊音節の読み書き（MIM の活用を含む。）
- ・カタカナの習得
- ・文字の字形、筆順
- ・漢字の書き（パーツ、部首、アプリの活用等）
- ・ビジョントレーニング
- ・算数等教科の学習補充
- ・運筆
- ・助詞の使い方
- ・音韻

○読みが苦手な児童生徒に読みを助ける支援

- ・スラッシュ、スリット等
- ・ルビ
- ・プリント等文字の拡大

○授業理解への支援

- ・通常の学級での学習の予習

○教科書等の文章理解に焦点を当てた指導（聞く力を使った内容理解、聴覚記憶を使って流暢な音読へ）

- ・教師による代読
- ・音声読み上げ機能の活用
- ・デイジーの図書の活用

○その他

- ・読み書きのベースとなる体づくり

○書くことへの支援

- ・作文指導（思い出し→メモ、5W1H の確認等、コンピュータ入力）
- ・キーボード入力（ローマ字、キーボード入力の練習を含む。）
- ・代筆



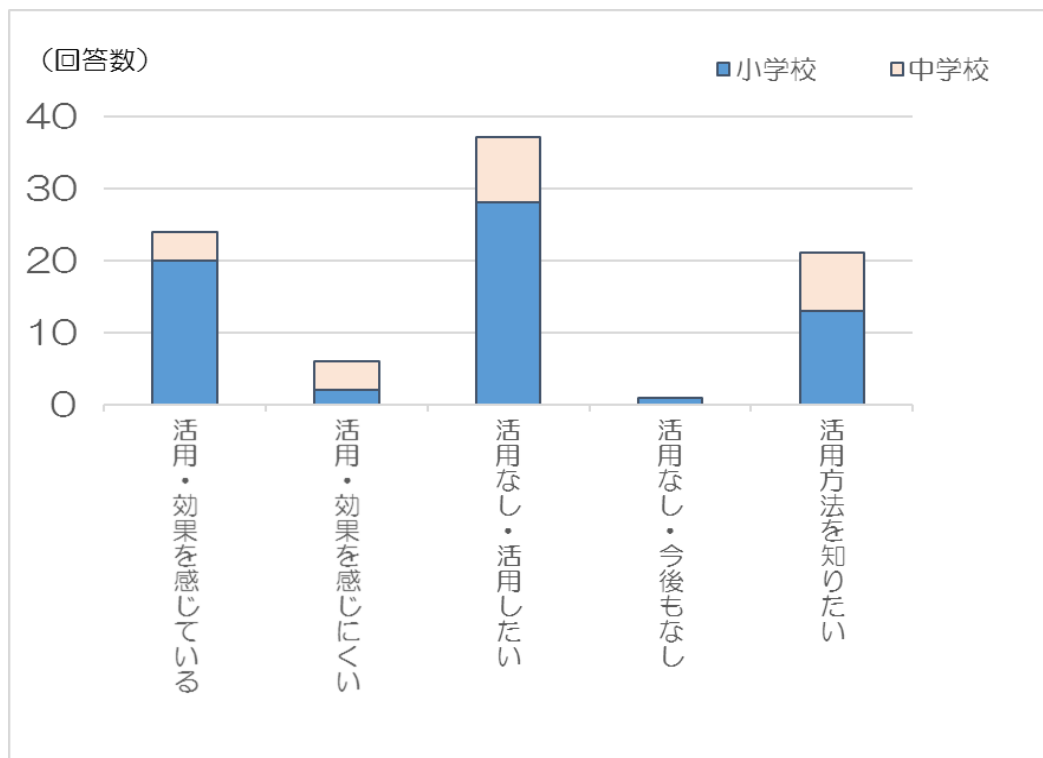
読み書きに困難がある児童生徒への通級による指導においては、音読練習や特殊音節、漢字の読み書きなど本人の苦手さに視点をあて、楽に取り組めるように、又はできるようになることを目的に、個に応じた手立てが工夫されている。また、予習など通常の学級の学習につないでいくことも大事にされている。

全体としては、苦手とする読み書きを治療的に指導する内容が多いが、実施数はまだ少ないながらも、機能代替の指導（アプローチ）を行っている教室もある。

また、児童生徒それぞれに応じた学習方法を、通級指導教室で通級指導教室担当教員が児童生徒と共に考える指導も行われている。



## イ ICTを活用した指導は？（複数回答）



## ウ ICTを活用した指導の内容（自由記述から抜粋）

- ・漢字や計算のアプリを使った練習
- ・パワーポイント教材を使った漢字学習
- ・視知覚トレーニング
- ・ローマ字入力練習
- 等

ICTの活用については、代替機能として活用しているケースはほとんどなかった。しかし、効果的であるという認識があり、今後活用したい、活用方法を知りたいという積極的な意見が多くあった。

### 考察

今回のアンケート調査により、学習の中核となる読み書きに困難がある児童生徒がほとんどの学校に在籍していることがわかりました。また、児童生徒の困難に応じた学習指導は、個別指導が中心であることや、練習を繰り返し行う治療的なアプローチが多いこと、実施数は少ないながらも、機能代替のアプローチも行われていることがわかりました。

ICTの活用については期待と同時に、効果的な指導を知りたいという意見が多くありました。

これよりICTを使った効果的な指導や実践を、具体的に情報提供することが必要であると再確認できました。

## 4 まとめ

### 成果

通級による指導におけるICTの活用は、児童生徒の本質的な学びを支える可能性があり、それが合理的配慮の提供を進めていくことにつながるのではないかと考え、今年度実践研究に取り組みました。

実践研究の中では、タブレット端末による「音声読み上げ機能」を使い、「読む」ことの代替として「聞く」ことを取り入れることで、文章の内容理解が促進される児童がいることが、確認できました。

また、読みや書きへの苦手意識から学習そのものへの意欲が低下している児童生徒に対し、ICT機器の活用が学習への意欲をもつきっかけとなり得ることも確認できました。

今回の実践研究に対し、研究協力員が感じた成果を質問紙により調査したところ、次のような成果が報告されました。

(児童生徒 1 人 1 人について評価。複数回答有。)

学力等に関すること	(人)	意欲等に関すること	(人)
音読(取組姿勢を含む。)の向上	9	学習意欲の向上	9
文章のスムーズな内容理解	8	家庭学習への意欲の向上	8
テスト(評価)の向上	7	保護者との関係改善	7
漢字習得の定着	5	本人に合う学習方法の発見	6
作文(取組姿勢を含む。)の向上	5		
変化なし			1

今回の実践研究において、このような効果を得られたことは、今後の実践の推進に向けての大きな成果であると考えます。

また、アンケート調査からは、読み書きに困難がある児童生徒に対し、困難の克服を目指した治療的な指導が大半である中、既に機能代替のアプローチが行われている実態を把握することができました。

## 今後に向けた課題

読み書きに困難がある児童生徒の個の教育的ニーズに応える指導には、一人一人の児童生徒の読み書きに関する的確なアセスメントが大切であることが改めて分かりました。今後は、今回の実践研究を生かし、的確なアセスメントに基づいて指導仮説を立て、指導内容とその指導による効果の検証をエビデンスベースで行っていく必要があると考えます。

また、ICTの活用には、環境整備と指導者のICTにおける基本操作の習得も必要であることがわかりました。指導する立場の教員がICTの操作に戸惑うことがあるかもしれません。そのような場合も、指導者自身が児童生徒と共にICTに触れながら少しずつ使っていく中で効果を実感していくことが大切です。

今回の研究のまとめについては、指導の実施期間が短かったことから、特徴ある4事例を指導事例としてまとめました。今後も引き続き研究に取り組み、効果の検証を目指します。



## 助言 ～近藤准教授から～

発達障害など、読み書き計算や認知面に偏りのある少数派の児童生徒に出会ったとき、教員が子どもの学び方の特性に対する素朴な思い込み（例：「漢字を書くことが苦手な生徒は全体的な学習能力も低いに違いないだろう」等）にとらわれていると、その児童生徒が本来持っている潜在的な学ぶ力を見過ごし、学ぶ力を低く見積もってしまうことがあります。結果、その児童生徒の学びを深められる可能性を過小評価したり、学ぶチャンスを奪ってしまう結果になることがあります。

今回のICT活用の実践では、ICTにより、他の生徒とは大きく異なる方法で、読み書きに困難のある児童生徒が、教科書や文章の内容を把握する取組を行いました。また本実践では、読み書きの困難が、その児童生徒個人の内面に存在するとは考えないことを基本に置きました。そもそも、紙の教科書等を使うことは、現在の教室では当たり前のこととなっています。そのために、読み書きが難しい生徒は、教室での学びに参加しにくい環境が作られているとも言えます。障害のある子どもたちがそこに参加することを想定していない教室環境によって、読み書きの困難が生じているという考え方（障害の社会モデル）に立脚した支援を行いました。具体的には、音声や文字の拡大等、障害のある児童生徒が内容に触れやすいように作られている教材を提供して、指導を行いました。

ICT利用は、障害のある人々が参加する社会の在り方を、社会モデルの視点

から考える上で、良い代表となる例と言って良いでしょう。障害により、印刷物を目で見て読むことが困難でも、音声読み上げや文字サイズの拡大、背景色の変更などのICT利用により、書籍等を読むことができる人が存在します。このように、たとえ他の生徒と異なる方法であっても、個々の障害のある生徒自身が、学びに参加する機会を最大化できるよう、変更・調整することが求められています。

ただし、学校の教室場面では、「特定の児童生徒に（タブレットの利用など）特別な方法を適用する」ことに抵抗がある教師も少なくありません。

これまで、児童生徒が「平等であること」とは、「すべての児童生徒が等しい取扱いをされること」であると考えられてきました。つまり、障害から来るニーズのある児童生徒に「個別の異なる取扱いをする」ことは、他の児童生徒との取扱いを異なるものにしてしまうために、あまり認められることがありませんでした。

しかし、そのようにして通常の学級で障害のある児童生徒への個別の異なる取扱いを断ってしまうと、個別のニーズのある児童生徒は、通常の学級で学ぶことができなくなってしまいます。2016年4月以降、（学校等にとって過剰な負担でない範囲での）個別の異なる取扱いは、合理的配慮と呼ばれるようになりました。今後、本実践で紹介したような手段が、合理的配慮の当然の選択肢の一つとして、個々の児童生徒への妥当性を考える俎上（そじょう）に上がることを期待しています。

最後に、特に小学校や中学校の段階では、児童生徒に読み書きなどの極端な困難があっても、それが発見されていないことが少なくない点を挙げておきたいと思います。本実践で紹介したような読み書きのアセスメントは、困難の状況を客観的に把握して、支援につなげるツールとして役立ちます。

また、アセスメントだけに限らず、個々の児童生徒の学びの状況を、教師の主観的な視点だけではなく客観的に把握することは、教育者としての資質として極めて重要なことです。客観的な証拠（エビデンス）に基づいて児童生徒それぞれが学びを深められているかどうかを判断できる方法論と、個々の教育場面での学びの本質がどこにあるのかを把握できる視点、その両方が教師には必要です。合理的配慮を考えることと、すべての児童生徒への日々の指導を行うこと、その両方に役立つ資質になります。すべての先生方が、これらのことに学びを深めていける機会をみんなの努力で作っていきましょう。



## 引用・参考文献

- 「ハンディシリース発達障害支援・特別支援教育ナビ『学校でのICT利用による読み書き支援－合理的配慮のための具体的な実践』  
(監修) 柘植雅義 (編著) 近藤武夫 (金子書房 平成 28 年)
- 「改訂第 2 版 通級による指導の手引●解説とQ&A」  
文部科学省 (佐伯印刷株式会社 平成 24 年)
- 「平成 25 年度文部科学省委託事業『発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック 通級指導教室編』  
宮城教育大学編集委員会(国立大学法人宮城教育大学 平成 26 年)

### 平成 28 年度京都府総合教育センター特別支援教育部 研究プロジェクトチーム名簿

東京大学先端科学技術研究センター 准教授	近藤 武夫	指導助言者
向日市立第6向陽小学校 教諭	平岡 芳子	研究協力員
	清水 真美	
久御山町立佐山小学校 教諭	芥川 裕子	
亀岡市立亀岡小学校 指導教諭	山川 秀一	
	森 大策	
	第十 麻紀	
亀岡市立千代川小学校 教諭	浅川 裕子	
	北村 美幸	
	加地利栄子	
亀岡市立詳徳小学校 教諭	田端 順子	
	尾関恵美子	
宮津市立宮津中学校 教諭	小笠原智美	
京都府教育庁指導部特別支援教育課 指導主事	伊家 京子	
	指導主事 星川 涼華	
京都府総合教育センター 特別支援教育部長	川高寿賀子	特別支援教育部
	研究主事兼指導主事 野田 基子	
	研究員 相根 良平	
	研究主事兼指導主事 岡部 敏子	地域教育支援部
	研究主事兼指導主事 谷田 浩平	企画研究部

ICTを活用した個に応じた指導法の研究  
～合理的配慮の提供の推進を目指して～

通級指導教室における  
読み書きに困難のある児童生徒へのICT活用  
研究報告

発行年 平成29年3月公開

発行元 京都府総合教育センター 特別支援教育部

〒612-0064

京都府京都市伏見区桃山毛利長門西町

TEL 075-612-2953（特別支援教育部）

FAX 075-612-3267